



お知らせ

## 三世帯同居・近居を始める方に助成金を交付

伊奈庁舎みらいまちづくり課 ☎58・2111（内線1205）

この事業は、「三世帯で同居または近居」を始める「三世帯家族（親・子・孫）」に対して、「住宅の取得など（新築・購入・増改築・リフォーム）」に要する費用の一部について助成金を交付するものです。

※申請できる期間は、転入日から12カ月以内かつ住宅の取得な

どの日から4カ月以内です。

### 助成金額

「助成対象経費の2分の1の額」と、上表の「三世帯同居等の種別」に応じた「助成金の上限額」のいずれか低い方の額となります。

### 助成要件

助成にあたっての主な要件は次のとおりです。詳しくは、みらいまちづくり課までお問い合わせ

### 助成金額

三世帯同居などの種別	助成金の上限額			
	新築・購入		増改築・リフォーム	
	地元事業者	地元以外の事業者	地元事業者	地元以外の事業者
同居 (市内の同一住宅に居住)	100万円	60万円	70万円	50万円
近居 (同居以外で市内に居住)	80万円	60万円	60万円	50万円

※地元事業者：市内に本社・本店がある事業者



あいま ひろし  
相島 宏さん  
下平柳828 - 3  
☎58 - 0676



いまがわ かずひろ  
今川 和宏さん  
筒戸1749 - 1  
☎52 - 2525

行政相談委員は、「めぐそろう住みよい まちづくり」をスローガンに、市民の皆さんの身近な相談相手として、行政に関する相談などを受け付け、その



相談

## 行政相談委員を紹介します

伊奈庁舎政策秘書課

☎58・2111（内線1102）

解決のための活動をしています。毎日の暮らしの中で、例えば「道路の案内標識が見えにくい」「通学路に横断歩道や歩道を作ってほしい」など、困っていることや望んでいることがあります。毎日暮らしの中で、例えば「道路の案内標識が見えにくい」「通学路に横断歩道や歩道を作ってほしい」など、困っていることや望んでいることがあります。毎日暮らしの中で、例えば「道路の案内標識が見えにくい」「通学路に横断歩道や歩道を作ってほしい」など、困っていることや望んでいることがあります。

わせください。  
○親世帯または子世帯の一方がつくばみらい市に継続して1年以上同居していること。  
○親世帯または子世帯の一方が市外に1年以上居住し、転入の日が平成28年4月1日以降であること。  
○18歳未満の孫がいること（出産予定の胎児を含む）。  
○三世帯で同居または近居を3年以上継続する見込みがあること。  
○住宅の取得などの日が、平成28年4月1日以降であること。



## 骨髄移植のドナーに助成金を交付します

健康増進課（保健福祉センター内） ☎25・2100

市では、骨髄などの移植を必要としている方を一人でも多く救うため、4月1日から骨髄・末梢血幹細胞を提供した方（ドナー）に対し、休業などによる経済的負担を軽減するため助成金の交付を始めました。

▼対象Ⅱ助成の対象となる方は、次の①～③すべてに該当する方です。

- ①市内在住の方
- ②日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄または末梢血幹細胞を提供した方
- ③ドナー休暇制度を設ける企業や団体などに所属していない

方または所属しているが、制度の適用を受けることができない方

▼助成額Ⅱ骨髄または末梢血幹細胞を提供する際に要した、通院・入院1日に付き2万円（1回の提供につき14万円を上限とする）

※申請方法など詳しい内容については、左記までお問い合わせください。

【申請に関するお問い合わせ】  
健康増進課 ☎25・2100  
【ドナー登録に関するお問い合わせ】  
日本骨髄バンク ☎03・5280・1789



## 医療用ウィッグ購入費を助成します

健康増進課（保健福祉センター内） ☎25・2100

市では、がん治療を受けている方の社会参加を応援するため、平成29年4月1日以降に購入した「全頭用医療用ウィッグ」の購入費用を一部助成します。

▼対象者Ⅱ助成の対象となる方は、次の①②の両方に該当する方です。

①がん治療の副作用に対処するために、全頭用ウィッグを購入

入した方で、現にがん治療を受けている方または過去にがん治療を受けていた方  
②全頭用ウィッグを購入した日から申請日まで、市内に住民票がある方

▼助成額Ⅱ1万円を上限に一人につき1回限り

※申請方法など詳しい内容については、健康増進課までお問い合わせください。